

★大切な未来への情報、「ねんきん定期便」をお届けしています

日本年金機構では、毎年1回、誕生月に国民年金および厚生年金保険の加入者の方に対して、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として「ねんきん定期便」をお送りしています。

【35歳、45歳、59歳の方】

年金の受け取りに必要となる加入期間を確保するための節目となる年齢の方や、年金の請求を間近に控えた方には、「封書」のねんきん定期便をお送りしています。年金加入記録の確認方法などを詳しく記載したパンフレットや、お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合にご提出いただく「年金加入記録回答票」を同封しています。

【上記以外の年齢の方】「ハガキ」のねんきん定期便をお送りしています。

【問い合わせ先】 ねんきん定期便等専用ダイヤル…… ☎0570-058-555
050で始まる電話の場合…… ☎03-6700-1144

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

- ・相談日 12月10日(火)・24日(火)
毎月第2・4火曜日
 - ・相談場所 市立市民学習センター 102 研修室
 - ・相談時間 10:00 ~ 15:30
 - ☆要予約 相談日の1カ月前から受付
- ※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

- ・相談日 12月26日(木) 毎月第4木曜日
- ・相談場所 浜田年金事務所
- ・相談時間 13:00 ~ 16:00
- ☆要予約 12月18日(水)までに予約
- ・予約方法 電話またはFAX ※代理可
(記載事項:住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



【年金相談の予約・問い合わせ先】 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 FAX 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをご持参ください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)、本人の認印(請求書を提出する場合)が必要です。

※浜田年金事務所でご相談される場合も、電話で予約しておくこととスムーズに相談できます。

地域の特色を活かしたまちづくり事業補助金のご案内

各地域で景観まちづくり活動を行う団体や個人へ助成を行うことで、良好な景観の維持向上と、それぞれの地域特有の景観を保全または新たに形成することを目的とした事業です。

対象となる活動内容：各地域で団体や個人が行う景観まちづくり活動

(活動例) ○遊休農地でレンコンを栽培し、集落の環境美化・新たな景観を創出する活動

○桜を蘇生し、地域資産として後世に伝える活動

○絵画で今の益田を後世に伝える活動

○地域独自の「マップ」を制作し、地域の魅力を広く伝える活動 など

要件：他補助事業との併用不可。市内で景観まちづくり活動を行う方。市税の滞納がないこと。

4月1日以降着手・令和2年3月31日完了(予定)の事業であること。

補助額：年間事業費×補助率 1/2 (上限 100,000 円)

申請期間：令和2年1月31日(金) まで

■ 申請方法……… 所定の様式に事業計画書、必要書類等を添えて都市整備課に申請してください。

様式は都市整備課、または市ホームページからダウンロードしてください。

■ 交付決定……… 申請者による申請内容の説明に基づき、審査会で助成の可否を決定します。

【問い合わせ先】 市都市整備課 ☎ 31-0352 FAX 31-1480 ✉ toshi@city.masuda.lg.jp